

宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）支給要綱

（趣旨）

第1 県は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所による災害をいい、以下「震災」という。）で被災した県内の沿岸部（気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市（宮城野区、若林区及び太白区に限る。）、名取市、岩沼市、亘理町及び山元町をいう。以下同じ。）において安定的な雇用を創出すること及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を創出することを目的とし、また、産業政策と一体となった雇用面からの支援として、震災により離職を余儀なくされた者等の生活の安定を図り、県内の沿岸部の復興を支えるため、これらの者の雇入れに係る最大3年間の費用（職業訓練・雇用管理等を含む。）の一部について、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業所及びこれに準ずる事業所（以下「中小企業者等」という。）に対し、予算の範囲内において宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）（以下「本助成金」という。）を支給する。なお、本助成金の支給に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 原則として、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条の事業又はこれに準ずるものをいう。
- (2) 被災三県求職者 次のイ又はロのいずれかに該当する者をいう。
 - イ 平成23年3月11日時点で震災による被害を受けた災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用地域（岩手県、宮城県及び福島県内の地域に限る。以下「被災三県」という。）に所在する事業所に雇用されていた者又は被災三県に居住していた者であって、失業状態にある者
 - ロ 平成23年3月11日時点で被災三県に居住していた者であって、被災三県にある高等学校、大学等を卒業予定の者（卒業後3年以内かつ職歴のない者を含む。以下同じ。）
- (3) フルタイム労働者 1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者と同じ労働者をいう。
- (4) 短時間労働者 次のイからハまでのいずれかに該当する者をいう。
 - イ 1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者に比し短い労働者
 - ロ 短時間労働者に係る、第6第3項に規定する補充労働者として申請がなされたフルタイム労働者
 - ハ フルタイム労働者として申請がなされた労働者のうち、第9第11号の書類から知事がフルタイム労働者と判断することが困難な労働者
- (5) 再雇用者 事業所で雇い入れた被災三県求職者のうち、当該雇入日の前日から過去3年間ににおいて同一の事業所で雇用した事実又は就労（関連企業等からの出向に伴う就労、派遣労働者若しくは請負労働者としての就労又は事前研修のための就労を含む。）させた事実のある労働者をいう。
- (6) 新規雇用者 事業所で雇い入れた被災三県求職者のうち、再雇用者以外の労働者をいう。
- (7) 超過再雇用者 新規雇用者の数に4を乗じた数を超える再雇用者をいう。
- (8) 離職 次のイからホまでのいずれかに該当する場合をいう。
 - イ 労働者都合による離職

労働者が自己の都合により離職した場合

ロ 事業主都合による解雇等

事業主都合による解雇（勧奨退職等を含む。）又は雇止めにより、労働者が離職した場合

ハ 配置転換

第5に規定する対象労働者の就労している事業所から相当期間にわたって別の事業所（本助成金の対象となった第4に規定する助成対象事業所を含む。）に変更された場合

ニ 助成対象外

所定労働時間の減少等により第5に規定する対象労働者に該当しないこととなった場合

ホ その他

イからニまでの事由以外の事由により第5に規定する対象労働者に該当しないこととなった場合

(9) 離職日 離職日は、前号イからホまでの事由に応じて、次のイからホに定める日をいう。

イ 前号イに定める労働者都合による離職の場合

労働者が自己の都合により離職した日

ロ 前号ロに定める事業主都合による解雇等の場合

事業主都合による解雇（勧奨退職等を含む。）又は雇止めにより、労働者が離職した日

ハ 前号ハに定める配置転換の場合

配置転換前の第4に規定する助成対象事業所で最後に勤務した日

ニ 前号ニに定める助成対象外の場合、次の（イ）又は（ロ）のいずれかの日

（イ）第5に規定する対象労働者が雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者（以下「雇用保険被保険者」という。）である場合、雇用保険被保険者としての資格を喪失した日

（ロ）雇用保険被保険者としての資格取得義務がない労働者である場合、労働条件の変更等により1週間の所定労働時間が20時間未満となった日の前日（1週間の所定労働時間が20時間以上となる労働条件に復帰することを前提として、臨時的・一時的に1週間の所定労働時間が20時間未満となる場合等を除く。）

ホ 前号ホに定めるその他の場合

当該事由が発生した日

(10) 事業年 10月1日から翌年9月30日までの期間をいう。

(11) 雇用契約 労働者が労働基準法第10条に規定する使用者（以下同じ。）の指揮命令を受けて労働することと、使用者が労働の対償として報酬を与えることの合意によって成立するものであって、正社員やアルバイトといった名称、試用のためといった目的及び理由、並びに雇用契約書の有無を問わないものをいう。

(12) 不正受給 刑法（明治40年法律第45号）第2編各条の規定に該当する行為のほか、故意に第9、第12又は第14に規定する申請書及びこれらに添付する書類（以下「申請書等」という。）に虚偽の記載を行い、若しくは偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない本助成金を受け、又は受けようとすることをいう。ただし、申請書等の記載誤りが故意によらない軽微なものと認められる場合にはこれに該当しない。

（支給対象事業主）

第3 本助成金は、次の各号のいずれにも該当する事業主（以下「支給対象事業主」という。）が、第4に規定する助成対象事業所において、第5に規定する対象労働者を雇い入れた場合に、第8に規定す

る支給額の算定方法に従い支給するものとする。

- (1) 県内の沿岸部に事業所を有し、当該事業所において、震災からの復興政策に関連する次のイ又はロのいずれかに該当する事業であって、将来的に地域の雇用創出の中核となることが期待されるものを実施する事業主であること。

イ 平成23年3月11日以降に採択された震災からの復興に関する国又は地方公共団体の補助金・融資（新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象とするものに限る。）又は雇用のミスマッチが生じている分野に対する産業政策による支援の対象となっている事業であって、知事が認めるもの

ロ イ以外の事業で、地域の地場産業として振興を行っている産業分野であって相当数の雇用創出が期待される事業など、本助成金を支給することが「産業政策と一体となった雇用支援」と認められる事業であって、知事が認めるもの

- (2) 前号イ又はロの事業を実施する事業所において、令和8年3月31日までに、国又は地方公共団体の補助金、融資等の産業政策の支援対象となることが決定している（事業の開始に向けた建物の建設工事に着手している場合を含む。）事業主であること。

- (3) 雇用保険の適用事業の事業主であること。ただし、雇用保険被保険者としての資格取得義務がない労働者のみを雇用している場合は、雇用保険の適用事業の事業主であることを要さないものとする。

- (4) 出勤状況及び賃金台帳等の賃金の支払状況等を明らかにする書類を適切に整備し、保管している事業主であること。

- (5) 第9に規定する認定申請及び第12に規定する認定変更申請（以下、これらの手続を「認定等申請」という。）を行う日（以下「認定等申請日」という。）において、中小企業者等であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業主は、支給対象としない。

- (1) 過去3年間に本助成金を含む各種助成金を不正受給したことがある事業主

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営又は運営に関係している事業を行う事業主

- (3) 宮城県税に未納がある事業主

（助成対象事業所）

第4 本助成金の対象となる事業所（以下「助成対象事業所」という。）は、原則として、第3第1項第1号イ又はロのいずれかに該当する事業を実施（事業及び採択日が既に支給決定済みのものと同一のものに限る。以下第3項において同じ。）している県内の沿岸部の施設のみから構成される県内の沿岸部の事業所とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業所については、助成対象事業所としない。

- (1) 宮城県事業復興型雇用創出助成金（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型又は中小企業型）の支給決定を受けた事業所（中小企業型にあつては、支給決定を受けた事業所のうち第6に規定する助成対象期間が終了した事業所に限る。）

- (2) 市町村版事業復興型雇用創出助成金（旧型、新型又は中小企業型）の支給決定を受けた事業所

3 前項第1号の規定にかかわらず、第3第1項第1号イ又はロのいずれかに該当する同一の事業を複数回実施している場合は、この限りではない。

(助成対象労働者)

第5 本助成金の対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する新規雇用者又は再雇用者とする。ただし、再雇用者の場合は、雇い入れた新規雇用者の数に4を乗じた数以下の再雇用者について、雇入日（雇入時から雇用保険被保険者としての資格取得義務がない労働者については、雇用保険資格取得義務が生じた日をいう。以下同じ。）の早い者から順に対象労働者とする。

- (1) 第3第1項第1号イ又はロに規定する事業の支援決定を受けた後に、当該事業の支援決定を受けた助成対象事業所において、令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に雇い入れた者であること。ただし、令和6年度までに第10に規定する認定又は第13に規定する変更認定（以下、これらの手続を「認定等」という。）を受けた労働者の雇入れに係る期間についてはこの限りでなく、また、第6第3項に規定する補充労働者で新たに申請するものについては、最初の新規雇用者の雇入日から起算して2年以内に雇い入れた者又は認定等の対象となった労働者の離職日の翌日から令和11年3月31日までの間に雇い入れた者であること。
- (2) 雇用契約が、「期間の定めのない雇用」又は「更新が可能な1年以上の有期雇用」であること。
- (3) 雇入時から雇用保険被保険者としての資格取得義務がある者については、雇用保険被保険者として雇い入れたこと。ただし、雇用保険被保険者としての資格取得義務がない労働者については、1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- (4) 第12第1項第3号の場合を除き、認定等申請日において、助成対象事業所に所属していること。
- (5) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第9条又は第10条に規定される被保険者及び健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項に規定される被保険者となる場合、被保険者としての資格を取得していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する新規雇用者又は再雇用者は、対象労働者としなない。

- (1) 第9に規定する認定申請を行った日の属する県の会計年度の前年度の4月1日以降に助成対象事業所を離職した、雇用形態が期間の定めのない雇用又は更新可能な1年以上の有期雇用であった者で、再び同一の事業所で雇い入れられた労働者
- (2) 第9に規定する認定申請を行った日の属する県の会計年度の前年度の4月1日以降に、助成対象事業所において、事業主都合による解雇等を理由に離職した雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下「解雇者」という。）がいる場合は、その人数に相当する労働者（以下「解雇に伴う相殺対象者」という。）
- (3) 雇入れ等に係る費用が、国費を財源として支給される他の助成金の支給対象となっている労働者
- (4) 平成23年度ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業により自ら雇用した労働者
- (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定される派遣労働者
- (6) 第6第3項に規定する補充労働者として認定変更申請する場合を除き、最初の新規雇用者の雇入日から起算して2年を経過した日以降に雇い入れた労働者

(助成対象期間)

第6 対象労働者が新規雇用者である場合の助成対象期間は、雇入日を起算日として、3年間とする。ただし、3年を経過する日が令和11年3月31日より後の場合は、令和11年3月31日までとする。

- 2 対象労働者が再雇用者である場合の助成対象期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日を起算日として、3年間とし、新規雇用者の離職又は助成対象期間の終了により、助成対象期間に停止期間があった場合は、当該停止期間を加えた期間とする。ただし、再雇用者の助成対象期間の末日が、全ての新規雇用者の助成対象期間の末日を過ぎる場合は、当該再雇用者の助成対象期間は、当該新規雇用者の助成対象期間の末日までとみなす。
- (1) 新規雇用者を雇い入れた日以降に雇い入れた再雇用者のうち、対象労働者となったもの 当該再雇用者の雇入日
 - (2) 新規雇用者を雇い入れた日より前に雇い入れた再雇用者のうち、当該新規雇用者の雇入れにより対象労働者となったもの 当該新規雇用者の雇入日
 - (3) 超過再雇用者を雇い入れている場合において、新たに新規雇用者を雇い入れたことにより、当該超過雇用者のうち対象労働者となったもの 当該新規雇用者の雇入日
- 3 助成対象期間中に対象労働者が離職した場合は、第2第9号に規定する離職日の翌日から助成対象期間が停止する。この場合において、当該離職が第2第8号イからホまで（同号ロを除く。）のいずれかに該当するものであって、別表に掲げる対象労働者の雇用区分及び雇用形態が当該離職した対象労働者と同一である対象労働者は、令和6年12月31日以降に離職した対象労働者の補充者（以下「補充労働者」という。）として、当該補充労働者に係る雇入日以降、当該離職した対象労働者に係る助成対象期間を引き継ぐことができる。
- 4 対象労働者であった新規雇用者の離職又は助成対象期間の終了により、対象労働者であった再雇用者が超過再雇用者となった場合の取扱いは、次の各号のとおりとする。
- (1) 超過再雇用者となった理由（以下「不該当理由」という。）が、対象労働者であった新規雇用者の離職又は助成対象期間の終了によるものであった場合は、当該事由が発生した日の翌日以降、新たに新規雇用者を雇い入れる等により、再雇用者の数が雇い入れた新規雇用者の数に4を乗じた数以下となるまでの間、当該超過再雇用者に係る助成対象期間が停止する。この場合において、助成対象期間の停止後に、新たに新規雇用者を雇い入れる等により、再雇用者の数が雇い入れた新規雇用者の数に4を乗じた数以下となったときは、新たに雇い入れる等をした労働者の雇入日から停止した超過再雇用者に係る助成対象期間を再開する。
 - (2) 前号前段の規定にかかわらず、不該当理由が、対象労働者であった新規雇用者の第2第8号イからホまで（同号ロを除く。）のいずれかに該当する離職によるものであった場合において、当該新規雇用者の離職日の翌日から起算して1か月以内に新たに新規雇用者を雇い入れる等により、再雇用者の数が雇い入れた新規雇用者の数に4を乗じた数以下となったときは、当該超過再雇用者に係る助成対象期間は停止せず、助成の対象とする。
- 5 全ての対象労働者の助成対象期間が終了する日より前に、各事業年の支給額の累計が2千万円に達した場合は、当該事業年の支給額の累計が2千万円に達した事業年の末日を全ての対象労働者の助成対象期間が終了した日とみなす。
- 6 助成対象期間の途中で、支給要件を満たさなくなった場合又は本助成金を廃止する場合は、当該事由の発生日までを助成対象期間とする。

（支給限度額）

第7 本助成金は、助成対象期間の起算日から最初の1年が経過する日までを第1期、その後の1年を第2期、残りの1年を第3期（以下「助成対象期」という。）として、別表の対象労働者の雇用区分及び雇用形態に従い、対象労働者1人当たり別表に掲げる額を上限（以下「支給限度額」という。）とし

て支給する。ただし、助成対象期の途中で助成対象期間の末日を迎える場合は、当該助成対象期間の末日までの日数に応じた額を支給限度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、認定等申請日が、助成対象期間の起算日（補充労働者においては、当該補充労働者の雇入日又は離職した対象労働者の離職日の翌日いずれか遅い日をいう。以下、この項において同じ。）から2か月を経過した場合は、認定等申請日から遡って2か月目の日の前日を基準日とし、助成対象期間の起算日から当該基準日までの間（以下「不支給期間」という。）の支給額に相当する額を、前項に規定する額から控除した額を支給限度額とする。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。

3 事業所当たりの支給額の上限は、2千万円とする。

（支給額の算定方法）

第8 支給対象事業主が、対象労働者を起算日から3年を経過する日まで継続雇用した場合の支給額は、第7に規定する支給限度額とする。

2 起算日から3年を経過する日までの途中において、離職により助成対象期間が停止した場合の支給額は、第7に規定する支給限度額の範囲内で離職日までの期間に応じて算定した額とする。

3 補充労働者に係る支給額は、当該離職した対象労働者に係る第7に規定する支給限度額から、当該離職した対象労働者の離職日の翌日から補充労働者の起算日の前日までの支給額に相当する額を減額した額の範囲内で算定した額とする。

4 第6第4項第1号の規定により再雇用者である対象労働者の助成対象期間が停止した場合の支給額は、当該停止した日を第2第9号に規定する離職日とみなし、第2項に規定する方法に準じて算定した額とする。

5 新たな新規雇用者の雇入れ等により再雇用者に係る助成対象期間が再開する場合の当該助成対象期の支給額は、当該新たな新規雇用者の雇入日（不支給期間が生じる場合は、別に定める日をいう。以下、この項において同じ。）から当該助成対象期の末日までの期間に応じて算定した額とする。

6 助成対象期間の途中で、別表に掲げる対象労働者の雇用形態が変更された場合の支給額は、当該変更が行われた日以降当該変更後の雇用形態を適用して算定した額とする。

7 第6第6項の規定に該当する場合の支給額は、同項に定める事由の発生日を離職日とみなし、第2項に規定する方法に準じて算定した額とする。

8 所定労働時間の減少又は長期間の欠勤等により、認定等の内容と就労実態が乖離している場合の支給額は、就労実態に応じて減額した額とする。

（事業計画の認定申請）

第9 本助成金に申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、第3第1項第1号イ又はロに掲げる事業を実施する助成対象事業所ごとに、次の各号に掲げる書類を添えて、知事が別に定める受付期間内に、事業計画認定申請書（別記様式第1号。以下「認定申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（別記様式第2号の1）

(2) 県税事務所長が発行する宮城県税の納税証明書

(3) 事業主が中小企業者等であることが分かる書類

(4) 事業主が営む事業並びに役員等の住所及び氏名が分かる書類

(5) 第3第1項第1号イ又はロに掲げる事業を実施する事業主であることが分かる書類

- (6) 申請する労働者の雇用保険被保険者資格の取得状況が確認できる書類
- (7) 申請する労働者の氏名及び生年月日を確認できる書類
- (8) 申請する労働者が被災三県求職者であることを確認できる書類
- (9) 申請する労働者が第5第1項第5号に規定する被保険者としての資格を取得していることが確認できる書類
- (10) 申請する労働者との雇用契約内容が分かる書類
- (11) 事業所におけるフルタイム労働者の1週間の所定労働時間が分かる書類
- (12) その他知事が必要と認める書類

(事業計画の認定等)

第10 知事は、認定申請書の提出を受けたときは、その認定の可否を決定し、事業計画認定通知書（別記様式第3号の1）又は事業計画不認定通知書（別記様式第3号の2）によって申請者に通知するものとし、事業計画を認定する場合に限り、各事業年に支給申請できる金額の上限額（以下「申請限度額」という。）を示すものとする。

2 知事は、認定に当たり次の各号のほか、必要な条件を付すことができるものとする。

- (1) 支給対象事業主は、第14の規定により、支給申請書を提出しなければならない。支給申請書が提出されなかった場合、知事は、認定の全部又は一部を取り消す。
- (2) 支給対象事業主は、申請限度額の範囲内で支給申請することができる。
- (3) 雇入れから助成対象期間の末日までの間に対象労働者に支払うべき賃金（時間外手当及び休日手当等を含む。）を、支払期日を越えて支払っていない場合は、本助成金を支給しない。ただし、支給申請書を提出するまでに当該賃金を支払った場合を除く。
- (4) 支給対象事業主は、認定申請書の提出後、第12第1項及び第2項各号に該当する労働者がいる場合、認定変更申請書を提出することができる。
- (5) 助成対象期間の途中において、認定内容等に変更があった場合、当該変更が生じた日が属する事業年の末日又は令和11年3月31日のいずれか早い日までに、第12第3項に定めるところにより認定変更申請書を知事に提出し、その認定を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更にあつては、知事が別に定めるところによりその内容を届け出ること。
- (6) 助成対象期間の途中において本助成金の補助事業を廃止しようとする場合、廃止することが確定した日が属する事業年の末日又は令和11年3月31日のいずれか早い日までに、第12第4項に定めるところにより認定変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (7) 偽りその他の不正な行為により本助成金の認定を受けた場合には、認定を取り消し、当該認定の取消日の翌日から3年間、助成金の認定及び支給決定を行わない。
- (8) 支給対象事業主は、本助成金に関する書類を、会計帳簿とともに、第6に規定する助成対象期間の末日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管し、厚生労働大臣又は知事の要求があつたときは、いつでも閲覧に供せるようにしなければならない。
- (9) この要綱及び規則の規定を遵守しなければならない。

3 知事は、第1項に規定する認定後、認定の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該認定の全部又は一部を取り消し、事業計画認定取消通知書（別記様式第3号の3）によって通知するものとする。

- (1) 偽りその他の不正な行為により本助成金の認定を受けた場合
- (2) 認定に付した条件に違反した場合

(3) その他要件を満たさないことが判明した場合

(解雇に伴う相殺対象者の取扱い)

第11 認定等の対象外となる解雇に伴う相殺対象者は、雇入日の早い順とする。

- 2 認定等を受けた後に、解雇者がいることが判明した場合は、知事は、既に認定等を受けた対象労働者について、原則として、雇入日の早い順に、解雇に伴う相殺対象者とみなし、雇入日から認定の全部又は一部を取り消すことができる。

(事業計画の認定変更申請等)

第12 第10に規定する認定の通知を受けた事業主は、次の各号に掲げる増額要件のいずれかに該当することを理由として申請限度額の増額を求める場合、知事が別に定める受付期間内に、内容を証する書類を添えて、事業計画認定変更（廃止）申請書（別記様式第4号。以下「認定変更申請書」という。）を知事に提出することができる。

- (1) 認定申請書の提出後等において、新たに対象労働者を雇い入れた場合又は当該雇入れに伴い既に雇い入れた再雇用者が対象労働者となった場合
- (2) 対象労働者について、別表に掲げる対象労働者の雇用形態が変更された場合
- (3) 無給で勤務しない日があったこと等により助成金が一定期間支給されなかった対象労働者（補充労働者である場合を除く。）が、知事が別に定める支給の要件を再び満たすこととなった場合

2 次の各号に掲げる減額要件のいずれかに該当した場合、内容を証する書類を添えて、認定変更申請書を知事に提出することができる。この場合において、本項に規定する認定変更申請書を提出することができる期間については、前項第1号又は第2号に係る認定変更申請の取扱いに準ずるものとする。

- (1) 対象労働者が第2第8号に規定する離職のいずれかに該当した場合
- (2) 対象労働者について、別表に掲げる対象労働者の雇用形態が変更された場合

3 助成対象期間の途中において、認定内容等に変更があった場合、第10第2項第5号に規定する期間内に、その内容を証する書類を添えて、認定変更申請書を知事に提出し、その認定を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更にあつては、知事が別に定めるところによりその内容を届け出ることにより足りるものとする。

4 助成対象期間の途中において本助成金の補助事業を廃止しようとする場合、第10第2項第6号に規定する期間内に、認定変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業計画の変更認定)

第13 知事は、認定変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、変更認定又は廃止の可否を決定し、事業計画変更認定通知書（別記様式第5号の1）又は事業計画変更不認定通知書（別記様式第5号の2）によって申請者に通知するものとし、知事は変更認定又は廃止に当たり必要な条件を付すことができるものとする。

2 前項の規定による認定の通知を受けた者が、第10第3項各号のいずれかに該当するときは、同項の規定に準じて変更認定の取消等を行うものとする。

(支給申請等)

第14 本助成金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定により、次の各号に定める期間に、第3第1項第1号イ又はロに掲げる事業を実施する事業所ごとに、支給申請兼実績報告書（別記様式

第6号。以下「支給申請書」という。)を知事に提出しなければならない。ただし、次の各号の規定にかかわらず、知事が特に必要と認めるときには、支給申請書の提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとする。

(1) 助成対象期間に属する事業年が終了したときは、当該事業年の翌事業年の10月31日までの間

(2) 本助成金の認定を受けた全ての対象労働者の助成対象期間が終了したとき又は本助成金の認定を受けた一部の対象労働者の助成対象期間が終了し、知事が特に必要と認めるときは、助成対象期間の末日が属する日に応じて、次のイ又はロで定める日までの間とする。

イ 助成対象期間の末日が4月1日から9月30日までの間に属する場合 当該助成対象期間の末日から1か月を経過した日

ロ 助成対象期間の末日が10月1日から翌年3月31日までの間に属する場合 当該助成対象期間の末日から1か月を経過した日又は当該助成対象期間の末日が属する県の会計年度の末日のいずれか早い日

2 規則第3条第2項の規定による支給申請書に添付しなければならない書類は、次の各号のとおりとする。ただし、支給申請書を提出する際に、対象労働者が離職により助成対象期間内に存在しない場合は、第1号の書類の提出を省略することができる。

(1) 県税事務所長が発行する宮城県税の納税証明書

(2) 対象労働者の雇用保険被保険者の資格取得及び喪失状況(喪失原因を含む。)が確認できる書類

(3) 申請する対象労働者の雇用契約内容が分かる書類

(4) 申請する対象労働者の当該事業年の勤務時間等勤務状況が確認できる書類

(5) 対象労働者に対する当該事業年の賃金の支払状況が確認できる書類

(6) 割増賃金計算方法等確認票(別記様式第6号別紙1)

(7) その他知事が必要と認める書類

3 申請する場合の申請額は、第10の規定により認定された申請限度額の範囲内で申請できる。

4 支給申請時点において第12第1項第3号に該当することを理由として申請限度額の増額を求めする場合又は第12第3項に該当する場合、第1項の支給申請書は認定変更申請書を兼ねるものとする。

5 第1項の支給申請書は、規則第12条第1項の補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。

(助成金の支給決定等)

第15 知事は、第14に規定する支給申請等があった場合は、当該申請の内容を審査し、本助成金を支給することが適当と認めたときは、本助成金の支給の決定をするものとする(以下「支給決定」といい、申請内容の一部について支給対象としないときを含む。)。この場合において、本助成金の支給の目的を達成するため必要があるときは、当該目的達成に必要な限度で条件を付することができるものとする。

2 知事は、前項の支給決定をしたときは、支給決定通知書(別記様式第7号の1)により、本助成金の支給申請をした者に通知するものとする。

3 第1項の場合において、当該申請の内容を審査し、本助成金を支給することが適当でないときは、本助成金の不支給の決定をし、不支給決定通知書(別記様式第7号の2)により、本助成金の支給申請をした者に通知するものとする。

4 第2項の規定による支給決定の通知は、規則第13条に規定する補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

(支給の方法)

第16 本助成金は、規則第13条に規定する補助金等の額の確定後に支給するものとする。

(支給申請等に不備があった場合の取扱い)

第17 知事が第15に規定する支給決定後、支給申請書等の不備による振込不能等があり、県が確認等を求めたにもかかわらず支給申請書等の補正が行われず、申請事業主の責に帰すべき事由により支給できなかったとき又は支給決定等行うために必要な要件を満たしていることの確認が取れず、支給決定を行うことが困難であると知事が判断したときは、支給申請が取り下げられたものとみなす。

(支給決定の取消し)

第18 知事は、第15に規定する支給決定後、支給決定の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 本助成金を不正受給した場合
- (2) 第15第1項の規定により付した条件に違反した場合
- (3) その他要件を満たさないことが判明した場合

2 前項の規定により支給決定を取り消した場合において、支給決定の全部を取り消したときは支給決定取消通知書（別記様式第7号の3）により、一部を取り消したときは支給決定一部取消通知書（別記様式第7号の4）により、当該事業主に対しその旨を通知するものとする。

(助成金の返還)

第19 第18の規定により支給決定を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支給されているときは、規則第17条の規定により、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により返還を求める場合、第18第2項の支給決定取消通知書及び支給決定一部取消通知書は、規則第17条に規定する補助金等の返還の通知を兼ねるものとし、当該事業主に対しその旨を通知するものとする。

(状況報告)

第20 知事は、規則第10条の規定により必要の都度、雇用状況等確認報告要求通知書（別記様式第8号）等により、対象労働者の雇用状況等について報告を求めることができる。

(支給要件の確認)

第21 知事は、第3第2項第1号に規定する助成金の不支給要件に該当する事実の有無について確認する必要がある場合は、別記様式第9号により、宮城労働局に照会するものとする。

2 知事は、その他この要綱に規定する不支給要件等に係る調査について必要がある場合は、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となる資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(被災三県求職者であることの確認)

第22 第9の規定による認定申請又は第12第1項の規定による認定変更申請をしようとする事業主は、次の各号に掲げる書類の確認及び労働者本人に対する聞き取り等により、雇い入れた労働者が被災三県求職者に該当することを確認しなければならない。

- (1) 雇用保険受給資格者証
- (2) 廃業届（被災三県求職者が自営業者であった場合。税務署の受付印があるものに限る。）
- (3) 履歴書又は職務経歴等確認書（別記様式第10号）

（再雇用者に係る支給限度額の適用）

第23 第3第1項第1号ロに規定する事業を実施する事業所において認定を受けた後、当該事業所において第3第1項第1号イに規定する事業を行うこととなった場合であっても、第7に規定する再雇用者に係る支給限度額の変更は行わない。

（補充労働者の取扱い）

第24 補充労働者を雇い入れた場合は、知事が別に定める受付期間内に、認定変更申請を受け付ける。

（再雇用者に係る助成対象期間の取扱い）

第25 新規雇用者の離職又は助成対象期間の終了により、離職した新規雇用者の数に4を乗じた数以下の再雇用者に係る助成対象期間が停止する場合においては、次の各号に掲げる順の対象労働者から停止する。

- (1) 起算日の最も早い対象労働者
- (2) 雇入日の最も早い対象労働者

2 複数の新規雇用者の離職又は助成対象期間の終了により、離職した新規雇用者の数に4を乗じた数以下の再雇用者に係る助成対象期間が停止している場合において、新たに新規雇用者を雇い入れることにより、当該再雇用者のうちの一部の者についてのみ助成対象期間が再開するときは、次の各号に掲げる順の対象労働者から再開する。

- (1) 起算日の最も早い対象労働者
- (2) 雇入日の最も早い対象労働者

（新規雇用者の公募）

第26 支給対象事業主は、新規雇用者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申込みを行うなど、可能な限り公募するよう努めなければならない。

（代理人の取扱い）

第27 支給対象事業主は、本助成金の申請等に係る事務について、代理人を選任して処理させることができる。

2 代理人は、支給対象事業主に代わって本助成金の申請等に係る事務を行う場合は、申請書等に記名押印又は自筆による署名を行うとともに、その代理する事業主の住所及び氏名（事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名）を記すものとする。また、申請書等を提出する際には、正当な権限のある代理人であることを証する委任状を提出するものとする。

（個人情報の取扱い）

第28 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者に該当する支給対象事業主が本助成金の申請等を行った場合は、当該支給対象事業主は、本助成金の申請等に係る事務について、個人情報保護法に則って

個人情報を取り扱わなければならない。

（支給額の端数処理）

第29 本助成金の支給額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、当該端数の全部又は一部を翌事業年の支給額に加算することができるものとする。

（実地調査等）

第30 知事は、本助成金に係る事業が適正に実施されていることを確認し、事業の効果を検証する等のために必要があるときは、支給対象事業主等から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に助成対象事業所等に立ち入らせ、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の実地調査の実施方法等については、知事が別に定める。

（書類の保管義務）

第31 支給対象事業主は、本助成金に関する書類を、会計帳簿とともに、第6に規定する助成対象期間の末日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管し、厚生労働大臣又は知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるようにしなければならない。

（その他）

第32 この要綱に定めるもののほか、本助成金の支給等に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において助成金に係る予算が成立した場合、当該各年度の予算に係る助成金にも適用するものとする。
- 3 第9及び第12第1項の規定にかかわらず、新たに雇い入れた再雇用者については、認定等申請の際に、対象労働者とならない場合においても申請するものとし、この際に申請がなかった再雇用者については、第12第1項に規定する認定変更申請はできないものとする。
- 4 令和7年度における第12第1項第2号に規定する認定変更申請は、最初の新規雇用者の雇入日から起算して2年以内かつ令和7年1月1日以降に変更があった労働者に限り受け付ける。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年12月9日から施行し、平成28年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において助成金に係る予算が成立した場合、当該各年度の予算に係る助成金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において助成金に係る予算が成立した場合、当該各年度の予算に係る助成金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において助成金に係る予算が成立した場合、当該各年度の予算に係る助成金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において助成金に係る予算が成立した場合、当該各年度の予算に係る助成金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年9月17日から施行し、令和元年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において助成金に係る予算が成立した場合、当該各年度の予算に係る助成金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行し、令和元年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において助成金に係る予算が成立した場合、当該各年度の予算に係る助成金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において助成金に係る予算が成立した場合、当該各年度の予算に係る助成金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る本助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において本助成金に係る予算が成立した場合、当該各年度の予算に係る本助成金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る本助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において本助成金に係る予算が成立した場合、当該各年度の予算に係る本助成金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度予算に係る本助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において本助成金に係る予算が成立した場合、当該各年度の予算に係る本助成金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算に係る本助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において本助成金に係る予算が成立した場合、当該各年度の予算に係る本助成金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算に係る本助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において本助成金に係る予算が成立した場合、当該各年度の予算に係る本助成金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行の際現に使用されている旧様式については、当分の間、使用することができるものとする。

別表（第7関係）

第3第1項 第1号の区分	雇用区分	雇用形態	支給限度額			
			第1期	第2期	第3期	助成対象 期間総額
イに該当する事業所	新規雇用者 及び 再雇用者	フルタイム労働者	50万円	40万円	30万円	120万円
		短時間労働者	25万円	20万円	15万円	60万円
ロに該当する事業所	新規雇用者	フルタイム労働者	50万円	40万円	30万円	120万円
		短時間労働者	25万円	20万円	15万円	60万円
	再雇用者	フルタイム労働者	40万円	32万円	24万円	96万円
		短時間労働者	20万円	16万円	12万円	48万円